

1. 議事日程

(総務文教常任委員会)

令和8年1月26日
午後3時00分 開議
於 第1委員会室

1、開 会

2、議 題

(1) 所管事務調査

①お太助フォンの端末更新について

(2) その他

3、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。(8名)

委員長	山 根 温 子	副委員長	小 松 かすみ
委員	益 田 一 磨	委員	山 本 数 博
委員	児 玉 史 則	委員	大 下 正 幸
委員	熊 高 昌 三	委員	石 飛 慶 久

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員外議員 (なし)

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名 (5名)

市 長	藤 本 悦 志	副 市 長	杉 安 明 彦
企 画 部 長	高 下 正 晴	政 策 企 画 課 長	黒 田 貢 一
政 策 企 画 課 企 画 調 整 係 長	下 瀬 秋 穂		

6. 職務のため出席した事務局の職氏名 (4名)

事 務 局 長	高 藤 誠	事 務 局 次 長	國 岡 浩 祐
主 事	實 村 峻	主 事	波 多 野 奈 美

~~~~~○~~~~~

午後 3時00分 開会

- 山根委員長 ただいまの出席委員は8名でございます。  
定足数に達しておりますので、これより第12回総務文教常任委員会を開会いたします。  
本日の議題は、お手元にお配りしております会議日程のとおり、1件の所管事務調査を行います。  
議事に先立ち、藤本市長から挨拶を受けます。  
藤本市長。
- 藤本市長 臨時会から続いてになりますけども、よろしく願いいたします。  
本日は1件の所管事務調査があります。詳細については、担当の職員のほうから資料に基づいて説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。
- 山根委員長 それでは議事に入ります。  
これより所管事務調査を行います。  
「お太助フォンの端末更新について」を議題といたします。  
執行部より説明を求めます。  
黒田政策企画課長。
- 黒田政策企画課長 それではお太助フォンの端末更新について説明します。  
資料をお開きください。  
スライドの上段、1ページをお願いします。  
1、利用実態と利用者属性についてです。  
まず、情報インフラの普及状況ですが、市内全体では、お太助フォンのみが3,941世帯、お太助フォンとあじさいネットの併用が4,472世帯、あじさいネットのみが986世帯となっています。  
次に、生活保護世帯等の詳細な個人情報については、市として保有しておりませんが、全体でおおむね4,000世帯程度であると想定しています。  
次に、スマートフォン等の保有状況についてです。  
全体ではスマートフォン保有率が83%に達しており、市民の多くがスマホへ移行している状況です。一方で、ガラケー利用者は8%、未保有者は9%となっております。年代別の属性を見ますと10代から50代まではスマートフォンの保有が圧倒的多数を占めています。しかし60代からは徐々にガラケー利用者や未保有者が増え始め、特に80代以上ではスマートフォン保有者が750人に対し、ガラケーや未保有者が計800人を超えるなど、高齢層においては依然として従来型端末や非保有層が一定数存在している状況でございます。  
スライドの下段、2ページを御覧ください。  
更新スケジュールについてです。  
赤字で記載している箇所が前回からの変更点となります。  
主な変更理由は2点です。

1点目は、本申込みの受付期間が短くなったこと。

2点目は、端末の調達及び設定作業が4月以降にずれ込むことです。

今後の設置までの流れにつきましては、原則として本申込みの受付順を基準に順次進めていく予定です。ただし効率的な作業実施のため、申込み件数の多い地区や町から優先的に設置を行っていく想定であります。

3ページを御覧ください。

費用負担についてです。

まず、受話器付端末へ更新される場合です。

初期費用一括払いの場合は9万円となります。分割払いの場合は長期利用を想定し7年分割、月額1,530円、総額12万8,520円、または5年分割、月額1,980円、総額11万8,800円が選択できます。

次に、専用タブレットへ更新される場合です。

初期費用一括払いの場合は3万3,000円です。分割払いの場合は、5年分割、月額630円、総額4万1,400円。3年分割、月額1,110円、総額3万9,960円が選択できます。

なお、専用タブレットを選択された方が電話機能を利用する場合、Bluetooth接続を行うと、告知放送が受話器からしか聞こえなくなるということが判明をいたしました。現在この課題を解決する新たな仕組みについて、業者へ提案を指示している状況でございます。

今後、各家庭で機器を選択いただくための申込書を作成してまいります。配布開始までにはこの運用上の課題を整理していきたいと考えております。アプリの利用につきましては、費用は不要です。利用料金は、新料金では月額利用料は不要。IP電話の基本料、通話料金は現行どおりとなります。

4ページを御覧ください。

宅内への引込み線が不要となる場合は、撤去費用として1万円が必要となります。ただし専用ビデオフォン、またはタブレットへ更新される場合はインターネット契約の有無に関わらず、撤去費用はかかりません。スマートフォンアプリへ移行される場合、インターネット契約がある方は無料ですが、契約がない方は撤去費用が必要となります。

5ページをお開きください。

補助制度の設計案についてです。

これは新お太助フォンの導入支援を目的としており、特に経済的配慮が必要な世帯を対象に設計しています。補助対象者は市内に住所を有し、新お太助フォンを新規購入または更新する世帯のうち、生活保護世帯または市町村民税非課税世帯としています。補助対象経費は1世帯につき、専用ビデオフォン本体、また専用タブレット本体、専用Wi-Fi含む及び受話器のいずれか1台の購入費用となります。補助金の額は、これらの購入費用の2分の1を上限とします。

6ページを御覧ください。

システムの概要についてです。

本システムは市役所を起点とし、通常時及び緊急時の情報を市民や各施設へ迅速かつ確実に届けるためのものとなります。

7ページを御覧ください。

市がC B B Sに支払う月額利用料相当額の考え方です。

費用は、ライセンス数区分に応じた単価を各区分の最大値に乗じて算出したもので、台数が増えるほど単価が下がる設定となっています。

次に、予備調査の実施状況についてです。

本調査は、11月の最終週及び12月の中旬週の計2回にわたり、C B B Sのほうで実施をいたしました。調査手法についてはお太助フォンのアンケート機能を活用しており、回答数は100件程度となっております。

8ページを御覧ください。

運用体制トラブル対応についてです。

日常的なトラブル対応は、平日の9時半から17時まで。電話及び現地訪問にて行います。現在発生しているトラブル等については、経年劣化による不具合が多く見られます。大規模停電の場合は、発電機での電源確保の対応となります。

なお、更新後のフォローといたしましては、スマホ教室の開催や、高齢者大学等に出向き、操作方法の説明会の開催を検討しております。旧端末停止に向けた対応として利用者の負担を軽減するため、基本料相当額を公費で負担するほか、予算に合わせて選べるよう価格帯の異なる端末を用意いたします。周知につきましては、本年、広報紙やお太助フォンなどを活用し、定期的に丁寧な広報を行ってまいります。

9ページをお開きください。

現在のI R U契約については、2021年4月に契約更新し、2031年3月をもって契約終了となります。市とC B B Sの設備の保有形態については記載のとおりです。

10ページを御覧ください。

将来の展望としては、2030年度の契約終期に向け、2026年度末をめぐりに民設民営方式への転換も含め方針を定めていきます。

また、共聴施設の維持も困難になるため、放送サービスの提供も併せて検討する必要があると考えています。

以上で説明を終わります。

○山根委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

益田委員。

○益田委員 一旦その認識をそろえるために幾つかちょっと質疑していきたいんですけど、市の広報誌にも既にビデオフォンと、専用タブレット端末と、スマートフォンアプリと、三つ機種が選べるような状態で交付されてたと思うんですけど、それぞれの機種の特徴ですとかこの機種じゃないとこれができないっていうような相違点について簡単に伺いたいと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。

黒田政策企画課長。

○黒田政策企画課長 専用ビデオフォン、専用タブレット、スマホアプリの更新後の特徴的なものとしたしましては、スマートフォンアプリにおいては電話機能がないことと、そしてJアラートの連携はしておりますけれども音声流れないというところがスマートフォンアプリでございます。専用ビデオフォンと専用タブレットにつきましては、先ほど申しましたとおりで、当初予定しておりましたけれども、専用タブレットにつきましてはBluetooth接続をしている場合は、音声はその受話器からでしか聞こえないというようなことが判明いたしましたので、その改善について指示を出しているところです。大きな差異につきましては、先ほど申しましたスマートフォンのほうが緊急告知と電話機能が使えないというのが大きな差異になります。

○山根委員長 益田委員。

○益田委員 一応アプリとその他の端末の相違点はおおむね分かったんですけど、この受話器付の端末っていうのが高価なものであって、専用タブレットだと安価になってるかなと思います。金額が受話器付端末税抜きで9万円と、専用タブレットだと3万3,000円というところなんですけど、例えばその専用タブレットに関しては以前全員協議会で御説明いただいた際にはWi-Fi接続というか、インターネットの接続がないとタブレットなんで使えないというような認識だったんですけど、この辺り改めてその認識で合ってるかどうか。変わってるところがあれば伺いたいなと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。

黒田政策企画課長。

○黒田政策企画課長 それは必要なく接続ができると。インターネット契約は必要なく専用タブレットに変更しても使えるということでございます。

○山根委員長 益田委員。

○益田委員 インターネットの契約がなくても、いわゆる受話器付の端末であっても、タブレット端末であっても、申込みができてちゃんと実用的な部分として使えるというところで理解をしたんですけど、一般的にタブレット端末っていうと、何かインターネットからWi-Fiを拾ってインターネットにつながっていくものだったりとか、あるいは中にSIMカードっていうんですか、ドコモのキャリアだったりソフトバンクさんのキャリアだったり、こういうのが通信が入ってWi-Fiがなくても使えるみたいなタブレットだと思うんですけど、逆にそれ以外の方法でネット契約がなくても使えるようになってるのか。その辺り要はプロバイダ契約インターネットの契約、あじさいネットで契約すると電話料金だけでなくインターネットの回線料金も払わなきゃいけないんですけど、本当にその回線料金を払わなくてもタブレットは問題なく使えるというところで、再度、詳細をちょっと伺いたいなと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。

- 黒田政策企画課長。
- 黒田政策企画課長 いわゆる専用のW i - F i の機器を設置して使えるような仕組みとなっております。
- 山根委員長 益田委員。
- 益田委員 その専用のW i - F i 機器については、タブレット端末であってもこの金額の中に全部含まれてるもので理解して大丈夫ですね。
- 山根委員長 答弁を求めます。
- 黒田政策企画課長。
- 黒田政策企画課長 端末購入金額の中に含まれているということです。
- 山根委員長 益田委員。
- 益田委員 続いて、1ページ目の左上のところですね、利用実態と利用者属性のところについて伺いたいんですけど、以前、3月での報告事項でもあったように、スマートフォンなどの保有状況というのはいわゆる世帯数でなくて単純な人数だと思んですけど、ガラケーが今843名、スマートフォン未保有は950人で、大体1,800人程度のアンケートの回答者のみの実態でここだと思んですけど、割合でいうと3月の当時なんで1年前ぐらいですけど、約17%ほどスマホでない中で、今回の端末更新をきっかけに、アプリとかネット回線にスマホを持ってるので物理的に移行できる世帯っていう層と、今までの固定電話回線のみ契約だったんでスマホアプリへの移行はちょっと難しい世帯っていう層があるかと思んですけど、今の現状でそれぞれの具体的な割合だったり分布について、どの層がどのぐらいになるっていうのを予想されてるのか、大まかな見込みとか予測値なんかがある程度あれば伺いたいなと思んですけど。
- 山根委員長 答弁を求めます。
- 黒田政策企画課長。
- 黒田政策企画課長 今、御質問の内容については予測できておりません。
- 山根委員長 益田委員。
- 益田委員 恐らく、2の更新スケジュールのところを見ると、本申込みがある程度ここで判別ができるところになるかなとは思んですけど、9月の全員協議会の際に配っていただいた資料だと、ビデオフォンの価格が1台当たり8万円から9万円ほどの税抜き。専用タブレットだと1台当たり2万5,000円から3,000円ほどの税抜きっていう表記がその当時はあって、ただし書として価格っていうのは初回注文台数により変動しますというふうにただし書が一応書いてあったんですけど、今見ると金額に関しては報告事項のところ固定で上がってきてるんですけど、いわゆるちょっと台数の見込みがまだ取れてない中で、この金額が固定になってる部分っていうのは、既に発注などが済まされているのか、それとももうどれだけ分布が変わったとしても今後必ずこの金額でいかれるっていうところなのか、その辺りちょっと伺いたいなと思います。
- 山根委員長 答弁を求めます。
- 黒田政策企画課長。

- 黒田政策企画課長      まだ発注のほうはしておりませんが、おおむねアンケート調査で台数の見込みを立てて、こういった金額の設定としております。多くの台数が注文があった場合は、変動があるかもしれませんが、現状ではこれ固定でいきたいと考えております。
- 山根委員長      益田委員。
- 益田委員      恐らく固定であるだろうというところで、仮にですけど台数が増えることになると恐らく1台当たりの価格っていうのは下がる方向にポジティブな方向に行くんじゃないかなとは予測してるんですが、スマホ端末があまりその伸びなかったというとあれですけど、複数台でもいけるんでしょうが、専用タブレットとかの台数がもし増えた場合に関しては若干下がる方向での措置が入る可能性があるって考えていいですか。少なくともこれ以上上がることはないのかっていうところだけ伺いたいなと思います。
- 山根委員長      答弁を求めます。  
黒田政策企画課長。
- 黒田政策企画課長      一応この金額を上限にということで、台数が増えれば下がるというような想定も考えられます。
- 山根委員長      益田委員。
- 益田委員      スケジュールのところで、大枠でいうと費用負担1のところにも書いてあるとおり、その利用料金の月額料金のところは現行料金が500円、税込で550円。今まで毎月利用者の方にこれは電話のみを利用されてる方に、実質今負担をされてた金額だと思うんですけど、この端末一括購入にすることやアプリにすることで、月額利用料が今後少なくなる運用だということでもまず理解をしております。今までかかってた500円が払わなくてよくなると。この場合2026年の4月の新端末がつけれる状態になった段階で、一斉に月額料金が不要となるのか、それとも旧端末の白いお太助フォンを使われている世帯については、月額利用料というのは一旦かかり続ける認識なのか、この辺りを伺いたいなと思います。
- 山根委員長      答弁を求めます。  
黒田政策企画課長。
- 黒田政策企画課長      月額利用料については、市が負担という考え方なので、4月から一括でかからないというイメージを持っております。
- 山根委員長      益田委員。
- 益田委員      そうすると、負担を減らしたいっていうことだと4月でちょっと申込みがかなり殺到したりとかして、端末の更新自体が遅れたとしてももうその時点から市がこの500円のところについては負担するという事なんで、極端なことを言えば更新をされない方の月額料金というのも市がもう全て負担をしていく認識になるのか、2027年の3月まで更新をしないっていう選択肢もあると思うんですけど、申込受付をされてる方もされてない方も一括で負担するという認識で間違いないか、再度伺いたいです。

- 山根委員長 答弁を求めます。  
黒田政策企画課長。
- 黒田政策企画課長 そういふ考えになります。
- 山根委員長 益田委員。
- 益田委員 次、3ページの費用負担の①のところなんですけど、これ価格の比較、今と時代が違うんで参考にはならないかもしれないんですけど、旧端末、白色の端末のときっておおむね1台当たりどのぐらいの費用感だったのかってのがもし分かれば、これ分からなければちょっと省きますが一応伺いたいなと思います。
- 山根委員長 答弁を求めます。  
下瀬係長。
- 下瀬政策企画課長 1台当たりというのはいちよつと分かりかねるんですけども、当時の資料を見てみますと、購入したもの全体に対して4億ちよつとかかかっていたところになりますので、4万円から5万円ぐらいだったのかなという推測というか、今から振り返るとそれぐらいだったのではないかなと思います。  
以上です。
- 山根委員長 益田委員。
- 益田委員 これ今の端末の出てる型番とかスペックっていうのが、ある程度固まってきた段階にあると思うんですけど、これって具体的に今後スケジュールの中であるのかスペックマニュアル、端末ごとの機能の違いっていうようなところについては、市のホームページだったり、CBBSのホームページで今後公開されていくものなのか、されていくのであれば予定がいつ頃なのかというところが分かれば、伺いたいなと思います。
- 山根委員長 答弁を求めます。  
黒田政策企画課長。
- 黒田政策企画課長 まずは申込みをいただいた後に、そういった情報については随時流していきたいというふうに考えております。
- 山根委員長 益田委員。
- 益田委員 申込みをしてから、具体的な端末のスペックだったり機能っていうのが分かるっていう状態だと、後からすごく思ったのと違ったということになりかねないと思うので、改めてちよつと確認をしたいなと思います。
- 山根委員長 答弁を求めます。  
黒田政策企画課長。
- 黒田政策企画課長 失礼しました。当然申込み前からそれは出してかなきゃいけない情報なんで、そういうふうに対応したいと思います。
- 山根委員長 益田委員。
- 益田委員 これ端末の保証といいますか、いわゆる分割で7年とか5年とか、かなり長期にわたってのものになるんですけど、例えばもちろん自分で水かけて壊したとかなければその限りじゃないと思うんですけど、万が一故障した際っていうのは全部また実費での市民負担となる考えなのか、例えば

落雷とかの影響でコンセントにつないでた専用ビデオフォンが壊れたとかっていう場合には、ある程度取り替え対応っていうのが可能なのか、あるいは一切保証されないっていう認識なのか、その辺りちょっと整理したいなと思います。

○山根委員長

答弁を求めます。

黒田政策企画課長。

○黒田政策企画課長

これからの調整にはなるとは思うんですけども、CBBSさんがファイナンス業者と契約して、こういった分割を設定されてるんですね。条項に基づいた保証になるかというふうに考えます。

○山根委員長

よろしいですか。

益田委員。

○益田委員

これも同様の答えになるかもしれませんが、レンタルとかと考え方は違うと思うんですよ。途中でもし例えば5年割賦で使ったんだけど、2年でもう契約を解除されたとかいう場合には、一方的に債務だけ残るような形を取るのか。その辺りも更新前にそれがあがる程度分かっていないと、いわゆる市民の方にとっては長期契約っていうところを考えたときに不安に思われる方も多いんじゃないかなと思うので、その辺り今の段階で分かるのであれば伺いたいなと思います。

○山根委員長

答弁を求めます。

黒田政策企画課長。

○黒田政策企画課長

今のところはちょっと分からないんですけども、先ほど申しましたように当然知っていただくことは必要だと思いますので、そういった条項が記載できる部分についてはお示ししながら契約をしていけたらというふうに考えております。

○山根委員長

益田委員。

○益田委員

端末でいうところの、受話器付の端末の専用ビデオフォンのところについて伺いたいんですけど、これはいわゆる今までのお太助フォンでも電話回線のみ契約、インターネット契約がない方でも機能っていうのは全て無制限にといいますか、ある種制約なく使えてたと思うんですけど、インターネットの契約をされている方、されていない方の御家庭で、もしビデオフォンを入れたときに、なんか端末の中での機能制限についてあるのか、ネット契約をしてればこんな機能が使えるとかそういった予定があったりするんでしょうか。機能差があるのかないのかのところを伺いたいなと思います。

○山根委員長

答弁を求めます。

黒田政策企画課長。

○黒田政策企画課長

特に差異はないというふうに認識しております。

○山根委員長

益田委員。

○益田委員

この専用タブレット端末についても同様に、いわゆるインターネットの契約、毎月のランニングの契約をしてなくてもタブレットのほうについても、当然機能の差異はないものと認識してよろしいでしょうか。

- 山根委員長 答弁を求めます。  
黒田政策企画課長。
- 黒田政策企画課長 そのような認識です。
- 山根委員長 益田委員。
- 益田委員 先ほど答弁をいただきましたし、市の広報を見ると受話器を別途購入することで、今までどおり専用タブレットについては、従来どおり使えますという文言があります。金額も受話器端末は恐らく4,000円程度っていう金額が書いてありますんで、税込で考えたときに3万6,300円プラス4,400円、おおむね4万円ぐらいでBluetooth接続になるのか分かりませんが、受話器がついてるタブレット端末というのが出てくると。本当に差異としてはもうもし今後Bluetooth接続をしたときに緊急速報だったり、そういった音声を受話器からしか流れない問題を解消さえできれば、このビデオフォンとタブレット端末っていうのはほぼほぼ同じ使い方のものになるだろうと推測してます。受話器と一緒に購入することが前提になりますけども。そうなったときにその認識で本当に間違いないのか、あるいはビデオフォンとタブレット端末でもう少し機能面だったり、何かビデオフォンが優れているところ、当然金額がかなり違うものになりますんで、税込9万9,000円と税込4万円を比較したときにどの程度機能差が出てくるものなのかなというのをちょっと伺いたいと思います。
- 山根委員長 答弁を求めます。  
黒田政策企画課長。
- 黒田政策企画課長 先ほどのBluetooth接続で緊急告知放送は受話器から流れるというのが解消されれば、端末と専用ビデオフォンと専用タブレットの差異はほとんどないということで聞いておりますけれども、あの専用ビデオフォンはビデオ通話ができるということでビデオ通話はタブレットについてはできないということで、そこが大きな差の一つということになります。
- 山根委員長 益田委員。
- 益田委員 このビデオ通話っていうのは、例えば専用タブレット端末がインターネット回線、個別のWi-Fiとかプロバイダ契約をしてる方においてもビデオ通話はできないと。要は一般的なタブレット仕様のものであればZoomだったりとか、そういうビデオ通話の機能を使えると思うんですけど、今回はお太助フォン専用のタブレット端末と理解してますんで、そういう民間で新しくアプリを入れたりしてのビデオ通話はもう不可能だと考えてますんで、インターネット通信があったとしても専用タブレット端末では、もうビデオ通話はできないもので認識してよろしいでしょうか。
- 山根委員長 答弁を求めます。  
黒田政策企画課長。
- 黒田政策企画課長 専用ビデオフォン同士のいわゆるビデオ通話しかできないという認識

でございます。

- 山根委員長 益田委員。
- 益田委員 分かりました。逆に言うと専用ビデオフォン側だけ映像が映るとかでもなくて、いわゆる例えば片方吉田町の方が専用ビデオフォンを使われて、甲田町の方が専用タブレット端末を持たれていたってなったときには、一方的にでも映像が映るっていうことでもなしに、もうビデオ通話自体ができないってというような認識になるんでしょうか。その辺りを伺いたいと思います。
- 山根委員長 答弁を求めます。  
黒田政策企画課長。
- 黒田政策企画課長 おっしゃるとおりです。
- 山根委員長 益田委員。
- 益田委員 そうなると、ビデオフォンの端末を契約したからといっても、必ずしもその今後ずっとビデオ通話ができますっていう保証にはちょっとならないのかなと。要は相手が減っていくとどんどんできなくなる機能と理解してますんで、そういった意味だとほとんどあまり追加での差異はないのかなと理解してまして、これはちょっといただいている御意見になるんですけど、その専用ビデオフォンはやっぱり受話器が本体についている分、今までの使い方と変わらないんだっていう認識をお持ちの市民の方が、現状すごくお声を多くいただいてまして、そうなったときにタブレット端末も受話器がつけばほとんど同じものっていうような扱いでもし広報されていくと、当然価格帯がこндаけ差があるものですから、皆さん多分タブレット端末のほうを使いたいと思われる方が多いと思うんです。市の広報にこの情報だけ載るところが果たしてその適正と言えるか疑問を抱いてます。今の質疑の中で、価格差とその性能差っていうものがもう少し明確に分かっていただけないと、市民の方かなり混乱されて、例えばもう3月末に受付始まってしまうのであれば、ビデオフォンを申込んだんだけど後から変えたいってというのが、かなりちょっと難しいものになるんだろうなと理解してまして、その辺り今後の対策のところで、もう少し広報だったり周知のところで力を入れてここ明確に分けて広報されるかどうか。お考えを伺いたいと思います。
- 山根委員長 答弁を求めます。  
黒田政策企画課長。
- 黒田政策企画課長 専用タブレットが、専用ビデオフォンの機能にも近づくようにいろいろ業者と話をしてきましたので、いろいろ仕様が変わったりしてきたことは間違いないんですけども、現状大分固まってきましたので、その情報については広報なり、申込みのときにはしっかり明記した状態で住民の方に選んでいただける状況にしていきたいというふうに考えております。
- 山根委員長 益田委員。
- 益田委員 非常に安心しました。おっしゃるとおり全員協議会でタブレットの部

分、もともとWi-Fiがないと使えないっていう状態のそこからここまで、逆に言うと働きかけていただいて、相当多分従来のお太助フォンの使い方に近づいていただけるところは、すごく一定評価をするべきところだなと思っております。先ほど来、そのBluetooth接続であれば音声を受話器側からしか流れない、要は音が小さいんで多分通知ができないとか、聞き取りにくいとか、あまり意味をなさないものになってはいけないのでそこを改善されようと言われてるんだと思うんですが、現状でもう4月からスタートする中で、一定のこれをやれば解決できるんじゃないかといったような具体案がちょっと浮かんでいるような状況なのか、本当に今模索中なのか、その辺り言える範囲でいいのでお願いしたいなと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 先ほど来の件ですけれども、専用タブレット、Bluetoothでは緊急告知放送が受信できない、受話器を取らんといけんということがあるということが分かったので、でもこれを進めなければ、交渉は進めなきゃいけないということで、今CBBSとも話をしてある程度もうゴールが見えてます。まだここでこれはということまでは断言できませんけれども、皆さんに周知するときにはもう形を取れるようになると思います。本来、基本は緊急告知放送システムの更新ですので、このアプリの部分については本当はおまけの部分のようなものです。ただ、時代が当時と変わって、今誰もがスマートフォンを持ってるんでアプリを入れればいいんじゃないというふうな安易なところの流れ方かもしれませんけれども、緊急告知放送を確実に受信してもらうということは音声流れなくてはならないということなので、市としてもタブレット以上を皆さんにできれば入れてもらいたいという方向にはもう1回、緊急告知放送だということは伝えたいと思います。ただいろんなものが今スマホでも流れるということで、そこはだぶるのではないかというような意見もあるかもしれませんけれども、市が独自に出す緊急告知放送はこれでない受信ができませんので、そこはタブレットの部分で多分いけるんじゃないかなという、今感触はしてます。多分電話機のつかない分ですね、という思いもありますけれども、そこは最終的に機器の選定というか条件が整ったら周知をしたいというふうに思います。

○山根委員長 益田委員。

○益田委員 おっしゃるとおりで、そもそもお太助フォンのこの回線とかの整備のそもそものやっぱり緊急告知の通報のところだったりとか、ここの部分は絶対無視できないところだとは思ってますので、そうなるタブレット以上というのは恐らくビデオフォン、あるいはタブレットをこれまでどおり世帯としては入れていただいて、おまけというか、そうは言ってもおうちの中でないと鳴らないっていうのではなくて、外出先ではスマートフォンアプリが見れるというような併用を本当は推奨したいような

温度感をちょっと今の答弁で受けたんですが、そうなるアプリ版について台数制限っていうのは具体的に何か制限の数などは設けられる予定があるのか伺いたいと思います。

○山根委員長

答弁を求めます。

黒田政策企画課長。

○黒田政策企画課長

現状、制限を設けるといふような考えはありません。

○山根委員長

益田委員。

○益田委員

もちろんだと思っんですけど、先ほど来あったようにタブレットとスマートフォンを並行で利用していくというのも当然可能だと思っんですけど、申込みに必要なスマートフォンアプリのほうの申込みに必要な条件などっていうのが具体的にあるのか伺いたいと思います。要は、アプリをダウンロードすれば誰でもできるのか、そうではないのかっていうところが伺いたいと思います。

○山根委員長

答弁を求めます。

下瀬係長。

○下瀬係長

現在では申込みをしていただく形を取ろうと思っっています。申込みをしていただいて、こちらCBBSのほうから機器となるようなものを送って、それを読み込んで、初めて登録してもらってから利用ができるというような形を想定しています。

以上です。

○山根委員長

益田委員。

○益田委員

今まで例えば、白いお太助フォン端末にはお太助フォンのIP電話番号050から始まるIP電話が恐らくついてたと思っまして、端末を更新せずにアプリ版に申込みをして変えましたと。旧端末はCBBSに返却、あるいは持ち込んで回収していただいたとなったときに、アプリ版は当然契約残っている、その方のIDだったり、何か認証の固有の回線としては契約が残っている、アプリ会員みたいな扱いになるのかもしれないんですが、そうなったときにその050の番号っていうのは自動解約となってもう即座に番号が消失するのか。そうやって更新をきっかけに解約扱いになるのかを伺いたいと思っます。

○山根委員長

答弁を求めます。

黒田政策企画課長。

○黒田政策企画課長

今の御質問の内容についてちょっと確認ができてない状況です。

○山根委員長

益田委員。

○益田委員

いわゆるそのアプリに変わったタイミングで申込みが入って、それをQRコードを読み込んでアプリに移る。この端末自体要らなくなるっていうところで、この050のIP電話の基本料金っていうのが一応かかっている状態なので、市民の方にとってはこの利用料金がいつの月まで請求が来るのかとか、今Web明細とかにもなってくると、知らん間にずっと引き落としされてたっていうのは民間のキャリアさんとかでも結構起っっていることなので、この辺りは今後としてクリアになっていければいい

いのかなという思いで質疑させていただきました。一点、75%の加入率ってというのはいわゆる市内の世帯の中で、今までお太助フォン端末を持たれてる方が、おおむね75%ほどいらっしゃるの、この加入率自体は維持したい、促進していきたいっていうようなお考えがあるというのは、確か3月の予算委員会のときにお話をいただいたと思うんですが、そういう中で加入率促進とわざわざ申込みで2次元バーコードを配布して、アプリをインストールしていただいと、三つの手順を踏む意義があるのかとか、この辺りの狙い、どうしてその運用制度に落とし込んだのかをちょっとお考えを伺いたいと思います。

○山根委員長

答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後3時59分 休憩

午後4時03分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長

失礼いたしました。まずはアプリに切り替えるというところについての、先ほど益田委員も言われた、今回の切り替えに際して、利用者が減ってはいけないというふうなところを担保するために、まずはもともとのお太助フォンを契約していただいている方については、どの方法にしますかというふうなことを確認をさせていただいて、その中で、両方もう全くなしにしてどこへも乗り換ええないというふうなことがないようにというふうなことで、アプリに切り替えられる方というところについては、改めて確認をしてQRコードを発行するというふうなそういう形にしていきます。そうすることで、先ほど益田委員が懸念をされました、もともとのIPの契約だけが残って課金がずっと続くというふうなところも回避できるだろうというふうに思いますので、まずは今お太助フォン契約がある方についての確認をして、それからアプリに両方とも契約される方については、世帯の方のどなた、何人分というふうなところの確認もしながら、申込みをCBBSに対してアプリの契約というの、そちらを介してというふうなことをやろうとしています。質問のありました、例えばQRコードを広報紙のほうに入れてどんどん入れてくださってというふうなことをやらないというふうなところについては、すいませんちょっとここはCBBSと改めてもう一度確認をしていきたいと思います。というのが、CBBSとしては今情報、例えばの話ですけども、お悔やみ情報という形で出ている部分はかなり個人情報を取り扱っている部分があると。そこもどなたにどういうふうな情報がいつているかということを確認したいというふうな意向があるやに聞いてます。そういうことでCBBSとして、どの範囲にということを確認するこ

とができるようにするため、そのような形を取っているということだそうです。ただ、本当にそういったところも改めて確認した上でQRコードの配布の仕方というところは、今回の申請を受け付けるときまでに明確にさせていただきたいと思います。

以上です。

○山根委員長

益田委員。

○益田委員

先ほどの質問させていただいた一番の意図としては、おっしゃるとおり無作為に公開ってところは結構難しいとこなんじゃないかなと思ってます。一方で、複合的な利用をしていただくとすれば例えば白端末があったとしても、白端末を取りあえず使い続けながらスマートフォンアプリだけはやっていこうとか、スマートフォンアプリに移ったから白端末が即座に使えなくなるのかっていうところを、ちょっともしそうであれば見直しをかけたほうがいいんじゃないかなと思ってまして、一旦そのスマホアプリには移るんだけども移るといふか、スマホアプリの利用を始めるんだけども白端末はちょっとまだちょっと周りの方がビデオフォンにされるかタブレット端末にするか様子を見たいわっていうところのお気持ちは、少なからず市民の方あるんじゃないかなという懸念をしまして、もちろん市としてはなるべく早くに期間内に使えなくなる前に円滑に進めたいという思いもあるとは思うんで、ある程度制度としてどこでアクセルブレーキ踏むかは分からないんですけど、ビデオフォンとタブレット端末にする、あるいはアプリにするっていう受付の仕方じゃなくて、一旦もうその今の利用者さんに各自QRで1台分のスマホアプリの申込みは受付の際に配ってしまうとか、一旦運用を取ったほうが安全なんじゃないかなという思いはしてますので、その辺り今後ちょっとそれができないのところも関わってくると思いますので、少しそれはちょっと案として、この3月に即スタートしてしまうという状況なんで、ちょっと早急に考えていただく必要あるかなと思うんですが、今のところのお考えだけ伺いたいなと思います。

○山根委員長

答弁を求めます。

黒田政策企画課長。

○黒田政策企画課長

利用者が減っていくのも大変よくない傾向でございますので、今おっしゃられた方法についてはちょっと検討していきたいと思いますが、導入できればというふうに考えております。

○山根委員長

益田委員。

○益田委員

4ページの3の費用負担の②ですね、右下のところ。撤去費用について伺いたいなと思うんですが、現状だといわゆるお太助フォン利用者のうち、ネット回線の契約をしてない状態の方、多分1番のところのお太助フンのみ、今ちょっと変動あるかもしれませんが全体で3,941名の方がいらっしゃいますと。これはネット回線も申し込まない、ビデオフォンもタブレット端末も使わない、アプリだけに移るとなった場合には、費用はかからないんだけども撤去費用で税抜きの1万円で税

込1万1,000円、強制負担になるような認識をしてるんですが、仮に現行のユーザーの方がお申込みされずに2027年の3月、旧端末白い端末の使用期限を迎えたとなったときに、いわゆる強制的にもうサービスとしては使えなくなる状態を今のところ想定してるんですが、そうなった場合にこれ撤去費が発生する運用を考えられてるのか、その辺りを伺いたいなと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。

黒田政策企画課長。

○黒田政策企画課長 申込みがない世帯につきましては、途中で当然どうされますか、再度申込みされますかみたいな告知は当然していかないけんと思いますけれども、終期を迎えたときには先ほどおっしゃられたとおりで撤去費がかかるというふうに想定しております。

○山根委員長 益田委員。

○益田委員 これは安芸高田市光ネットワーク設備及び管理に関する条例を一応確認させていただいたんですけど、第9条のところ、「市長は利用者」、いわゆる市民の方だと思うんですが、「利用者が事業の利用を中止するときは、住居に設置した引き込み設備を撤去しなければならない」と。「ただし、当該住居が自らの所有でない場合であって、住居所有者が引き込み設備の撤去を希望しないときはその限りでない」と。いわゆる賃貸物件でオーナーさんだったり貸主の方が拒む場合にはその限り撤去しなくてもいいと。2番で、「利用者は、前項の撤去にかかる費用実費を負担するものとする。」となってるんですが、前提としてこれ市長は利用者が事業の利用を中止するときなんですけど、これ中止するのは利用者じゃなくて、事業者側、CBBSが2027年3月をもって中止するっていう解釈になった場合に、要はお客さん、市民の方としては自分たちで中止したんじゃないんだよと、私たちは使い続けたかったんだけど事業者が一方的に中止したんだと言われてしまうと、これ撤去費請求できるのかっていうところがちょっと疑問を持ってまして、この辺りの解釈をちょっと伺いたいなと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。

休憩しましょうか。

高下部長。

○高下企画部長 今回の新サービスに完全に移行するというのが、CBBSによるサービスの停止というふうなことで、それが利用者の利用の責によるものではないというふうな理解でどうだろうかというふうなことだと思うんですけども、利用者がやはりそうはならないかなというふうに思います。というのが、市民の方が利用者がもともと引き込んでいた線を使わずにタブレットでの情報提供を選択したというふうなことになるのだろうかというふうに思いますので、今のところではこの撤去費は利用者はすなわち、その市民の方、スマホアプリを選択された方というふうなことになるんじゃないかなというふうに思います。

- 山根委員長 益田委員。
- 益田委員 おっしゃるとおり、ここの解釈すごく難しいところで、条例制定の段階で多分この環境というのは想定されていないところが正直だと思うので、改正ないし中身の見直しもある程度かけていくべきかなというふうには思っております。ちなみにここの分でいうと撤去工事の請求というのは、必ずその撤去の実費っていうところが一応法でも定められているかと思いついて、通信回線のところは基本的にそこが撤去工事というのが行われてから請求というのが必須になると思っておりますが、これスマホアプリに変えたんだけど回線の引き込み線のところまでの撤去ですよ、自宅のところ配線を光ファイバーを撤去しなければ市の電柱につながるところも余裕がなくなってくるので、今のC B B Sあじさいネットの契約でと、もう必ずインターネット契約やめる、電話回線やめるって言った場合には撤去をお願いしているのが実情だと思うんですけど、これ必ず撤去工事が実際に実行されてからの市民の方への請求になることは間違いないか、これだけ伺いたいなと思っております。
- 山根委員長 答弁を求めます。  
黒田政策企画課長。
- 黒田政策企画課長 当然そのように撤去工事が終わってからの請求になっております。
- 山根委員長 益田委員。
- 益田委員 そうなると、もし仮に市民の方がもう一切撤去しないでくれと言い続けた場合に、事実上この撤去費っていうのは宙ぶらりんになったままずっといくものなのか、どこかで強制的に撤去工事が入るような運用になっていくのか。その辺り今のところでのイメージがあれば伺いたいなと思っております。
- 山根委員長 答弁を求めます。  
高下部長。
- 高下企画部長 今ある制度というところで申し上げますと、一時的にお太助フォン、その引っ張っている線を使ってサービスを受けるのを停止するっていうふうなことで、休止の届けというのはできますので、休止で月当たり幾らだったかちょっとここでは記憶してないんですけども、そういったものを払い続けることで、引き込み線の撤去というふうなことをするまでの間はそういった手続きができます。
- 山根委員長 益田委員。
- 益田委員 おっしゃるとおり、休止手続き、僕もごめんなさいちょっとろ覚えで220円か330円か、その辺りの月額が恐らく毎月かかるものだと思います。ただあくまで2027年3月時点で何も手続きしない方っていうのは、自動的に休止扱いとかにするのであれば、この330円とか220円かかりますっていう運用にされれば、ここはクリアになるのかなと思うんですけど、現状の市民の方とC B B Sのまいてる契約がもうそのとおりに運用ができるのか、要は極論ですけどもすごく拒み続けられた場合に、解約はしてる、お金は払いたくない、だけれども撤去工事もまとまって1万円一

気に払うのは避けたいっていうところで、撤去工事立会いをずっとしないっていうようなケースも考えられるかと思うんですが、撤去工事ってというのは例えば自宅の敷地内に踏み入らなくとも屋外配線のみ、電柱との接続を外してしまう時点で撤去工事扱いになるのか。民地に立ち入っての立会いが必要なものになるのか。その辺りもちょっと認識をそろえたいので伺いたいんですが。分かれば伺います。

○山根委員長 答弁を求めます。

黒田政策企画課長。

○黒田政策企画課長 ONUまでの配線になりますので、宅内の配線までの撤去が対象となると考えます。

○山根委員長 益田委員。

○益田委員 次のページで、5ページの4番の補助制度の設計のところについて伺いたくて、補助対象者の欄が新しいお太助フォン、このビデオフォンとタブレット端末を更新する世帯のうちで市内に住所を有されている世帯で、生活保護世帯または市町村民税の非課税世帯を対象とするお考えでいらっしゃると思うんですけど、これ1ページ目の利用世帯の個人情報保有していないが安芸高田市全体でおおむね4,000世帯と想定というのは、こことリンクするものなのか、3月の答弁で何か1,000世帯ぐらいというような見込みで確かおっしゃられてたかと思うので、大体何世帯ぐらいが補助対象者に当たる想定でいらっしゃるか、これを伺いたいなと思います。

○山根委員長 黒田政策企画課長。

○黒田政策企画課長 1ページ目の、あまり把握はしてないけれども4,000世帯ということをお伝えしましたがけれども、そのうちその半数に当たる50%が申請を行うと想定して、今想定世帯数を2,000世帯として設定をしております。

○山根委員長 益田委員。

○益田委員 もし一番安いタブレット端末のみで置き換えたとして、専用タブレット本体と専用Wi-Fi、それから受話器の購入費用までが補助対象経費となっているかと思います。おおむね税込でいうと4万円程度のものになる。消費税は込みでのものかと思いますので、4万円かかると仮に想定した場合、2万円ほどが1世帯半数が申込みされたとなると2万円掛ける2,000世帯ですよね。2,000世帯掛ける2万円とすると4,000万円となってしまうんですが、当初の予算でいうと1,650万円がこの予算枠だったかなと。3月の当初予算に1,650万円の、これはいわゆる今年度使われなかった分っていうのが繰越明許になるのか、3月で1回切って次になるのか、予算が上がってこないとちょっと分からないんですけど、トータルで1,650万円に納めるっていう想定ではなくて、来年度予算も相当分の額がついてくる見込みを想定されているのか、伺いたいなと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。

黒田政策企画課長。

- 黒田政策企画課長 想定世帯数は、今、先ほど2,000世帯と想定しておりましたけれども、次に補助単価につきましては、対象となる端末代金の平均額を6万6,000円程度と想定して、その2分の1の補助額で計算をしている状況です。
- 山根委員長 益田委員。
- 益田委員 平均額6万6,000円ってことは、いわゆるもう本当に10万円近くと4万円のその中間の額で、本当に台数の想定としてはビデオフォンと専用タブレットの割合同じぐらいで最大数の見積もりをされてるのかなと推測したんですが、これ先ほど伺ったように、ビデオフォンとタブレット端末の差異が解消される見込みであるという前提で、解消に向けて動いていただいと想定してます。Bluetooth接続であっても、あるいは受話器の形なりに何か変わればその通報装置としては機能するようなものになった場合に果たしてその、自前で端末買われる方は百歩譲っていいと思うんです、9万9,000円の端末か、全部で4万円近くの端末をどちらにするか選んでくださいとなって実費負担で購入される方は10万円だろうと4万円だろうとお好きなほうを購入されるかと思うんです。市が補助を出すところにおいて、この専用ビデオフォンの9万9,000円の部分は果たして対象とするべきなのかと。これでないと困るっていう具体的な状況があればもちろん必須のものだと考えるんですが、ビデオ通話ができるところのみで金額が10万円と4万円6万円違えば、市の負担割合は3万円変わるわけなんで2,000世帯のうちの1,000世帯がもしこっちで申込まれた場合には、それだけでもかなりの金額3,000万円ですか、変わってくると思うんですけど、この辺り果たして本当にこの補助制度の設計として適しているのか、今一度伺いたいと思います。
- 山根委員長 答弁を求めます。
- 黒田政策企画課長。
- 黒田政策企画課長 一般の方のお申込みについても専用ビデオフォンと専用タブレットを選択していただけるような形で今後進めてまいりますので、そういった住民税の非課税世帯だけは専用タブレットに限定してというような設計にはしておりませんが、これはあくまでも現時点での想定でございますので、想定を下回ったり上回ったりする場合は、また予算のほうは柔軟に対応していきたいということでございますが、申請者に不利益が生じないように万全に進めていきたいというふうに考えております。
- 山根委員長 益田委員。
- 益田委員 具体的な予算が上がってくる前にこれを聞いてしまうといかがなものかと思うんですが、既に3月の補正予算では1,650万円については、もちろん議会も可決しているんですけど、もちろん自費で購入される方と補助金を使って選択される方の中で、不利益に果たしてなるのか、選べないというところが。当然実費で購入される場合は、9万9,000円の端末を選ぶことができると思うんですけど、補助対象とするところ、要はそれって選択はできるわけですから実費で買うのであればとか。あるいは例えば専用タブレット端末を買う場合の上限負担額までを補助対象として

しまつて、要は専用ビデオフォンであれば全て実費で買えというのではなくて、4万円程度の金額のうち半額の2万円が一律で補助対象経費になるっていうほうが本来公平な部分、公平性というところだとそのほうが担保できるんじゃないかと思うんですが、改めてお考えを伺つてよろしいでしょうか。

○山根委員長 答弁を求めます。  
高下部長。

○高下企画部長 今、御指摘のあつたその補助制度の考え方のところ、機種を限定してやることもできるんじゃないかというふうなことだと思つていますが、当初、補助を経済状況の厳しい方に対して出すというふうなことを検討していたときに、ビデオフォンとタブレットの違いのところっていうのが少し明確でない中で、やはりそれぞれ選択されるところにもいろいろ各家庭によつての事情もあるかということで両方ともを想定しておりましたが、今それほど差がない形にできるかもしれないというふうなところの検討をやつているところですので、もし仮にほとんど使い方に差がないというふうなことが確認できた折には、今の益田委員の御指摘も併せて検討して、補助制度を検討したいと思つます。

○山根委員長 1時間を超えましたので、ここで休憩を取らせていただきます。16時35分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後4時25分 休憩

午後4時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
益田委員。

○益田委員 6ページ目、5番のシステム①のほうでちょっと伺いたいんですけど、3月のときに緊急時に限つて市役所の職員さんが個人端末スマホ等で放送依頼とか配信作業もできればっていう方向性の答弁があつたかと思うんですが、一応資料を見るとパソコンになって管理画面からの入力となっておりますので、この辺りスマホ端末とかでもできるようにする見込みがあるのか、伺いたいと思つます。

○山根委員長 答弁を求めます。  
黒田政策企画課長。

○黒田政策企画課長 資料では市役所の管理端末からということにしておりますけれども、一応個人の携帯からでも緊急告知については対応できるようなシステムだというふうに伺つております。

○山根委員長 益田委員。

○益田委員 この緊急時のみに限つて、一般的な緊急時以外のところの配信業務については恐らく触れないところなのかなと、図式で見ると、緊急時に限つてこの個人端末でも可能となつてるかと思つてんですけど、この辺りセキュリティ問題でいうと確かに緊急時に限つたほうがいいのかも

いんですけど、何かこう縛りつけすぎること、まず緊急時って認める要件を出さなければいけないとか、そうなってしまうと結局緊急時のそもその作業自体が間に合わないとかって懸念もあろうとは思いますが、割と柔軟に対応されていく予定なのか。何をもって緊急時とされていくのかっていう辺りを伺えればなと思うんですけど。

○山根委員長

答弁を求めます。

黒田政策企画課長。

○黒田政策企画課長

緊急については、災害時のみの放送が個人端末で入力できるというような想定しております。それ以外のものについては、内容をしっかり精査する必要がありますので、通常時の放送については当然内部で決裁を行い、C B B Sで放送をかけるという流れを想定しています。

○山根委員長

益田委員。

○益田委員

この資料の1のいわゆるクラウドとかG r o u p a i r +って言うんですか、これのシステムで配信をするのは当然旧端末の白いお太助フォンはもう一切受けられない認識になるのか、当面並走で行く間は通知が来る認識なのか、その辺りを伺いたいと思います。

○山根委員長

答弁を求めます。

下瀬係長。

○下瀬政策企画課長

このクラウドからは新しい端末にしかいきませんが、古い端末には古い告知サーバーのほうから吹き込みをすることで、当分の間は二つの配信を行っていただくことになるというふうに理解しております。

以上です。

○山根委員長

益田委員。

○益田委員

右上7ページの5番のシステム②のほうに移りたいんですが、ライセンス数の区分で1ライセンスが5,000円で5,001円から6,000円というふうに1,000円刻みで段階的に単価が変わっていく計算式になってまして、いわゆる市が利用料相当額としては大体3,000万円ほどをどこの閾値においても最大で3,000万円程度払っていくという図に見えるんですが、これライセンスの計算には例えばスマホ端末1台がライセンス1になるのか、それとも世帯が例えば1世帯でスマホを4台使われる、この4台のスマホが4台計上になるのか、1台計上になるのかっていう、この辺りの計算を伺いたいと思います。

○山根委員長

答弁を求めます。

黒田政策企画課長。

○黒田政策企画課長

このライセンス数の計算につきましては、1契約当たりの数ということになります。

○山根委員長

下瀬係長。

○下瀬政策企画課長

先ほど課長が答弁した契約というのが、今の世帯ごとの契約という意味になりますので、1世帯で1ライセンス、つまり1家族の中に例えば4つライセンスアカウントを持ってたとしても、それは1家族ということが認められれば1契約ということでこの中では整理をしていきます。

以上です。

○山根委員長

益田委員。

○益田委員

そうすると、おおむね利用者が特段減少しない限りは、今お太助フォンのみの契約が3,941世帯と、お太助フォンとあじさいネット併用してる、インターネットと固定回線併用してるのが4,172世帯で、あじさいネットのみ、ネット回線のみも恐らくこの1ライセンスという考え方に入ってくるのか、そうでないのか。このライセンス数には、あじさいネットのみの今の986世帯は含まれるんでしょうか。伺います。

○山根委員長

答弁を求めます。

黒田政策企画課長。

○黒田政策企画課長

含まれないというふうに理解しております。

○山根委員長

益田委員。

○益田委員

そうすると、例えば自分自身の例で言うと、今、私はお太助フォンの端末自体は持ってないです。家にはあじさいネットが引いてある状況なんで、今のところライセンス数としては数えられない属性のものになるかと思うんですけど、広報見るとお太助フォンを新規に申込みするのも可能だというふうに広報誌見ると書いてまして、これまで利用してなかった方もお太助フォン利用、スマホのアプリは使えるようになりますと。そうしたときにこのネットを使ってる方が無料だったら、市民の方には一応御負担ない状態なんで、お太助フォンのアプリを端末に入れようと使っていこうとなったときに、この申込みをするとこのシステム2の表にあるライセンスに入る認識になるのか。その辺りちょっと伺いたいなと思います。

○山根委員長

答弁を求めます。

黒田政策企画課長。

○黒田政策企画課長

入るというふうに理解しております。

○山根委員長

益田委員。

○益田委員

お太助フォンのみの利用世帯が3,941件あって、ここの方がいわゆる今まで550円の利用料、500円の税抜きの利用料を毎月今まではC B B Sさんに払っていただいていた属性の方であると。お太助フォンとあじさいネットを使ってる4,472世帯の方っていうのは、実質1ライセンス分プレゼントでお太助フォン端末の基本料金は500円かかってなかったと想定してます。あじさいネットのみの方も当然、986世帯の方もこの550円かかってなかったんで、そうなったときに実際に市が本来月額利用料相当として出すべきっていうのは、このときの数値でいうと3,941世帯の550円分、月額で216万7,550円になるのかなと思うんですね。年額で言うと2,601万600円が本来の月額利用料相当額っていうところになるんですけど、年額費用を見るといずれも最大額で3,000万円を超えてるので、もともと確か3月の予算でも2,200万円程度の通信料上限になるべく下げていきたいみたいな答弁があったと思うんですけど、実際今示されてるものを見ると2,200万円とか2,600万円よりも、年額費用が上がる計算で

今出されてきてるので、これはどういったことで当初の予定より上がっていったのか。詳細を伺いたいと思います。

○山根委員長

答弁を求めます。

黒田政策企画課長。

○黒田政策企画課長

C B B S等の調整の中でこういう形になったということでございます。

○山根委員長

益田委員。

○益田委員

例えば人口の自然減少とかも念頭に置くと、いわゆる固定電話のみの利用をされてた方っていう属性は、おおむね高齢の方に集中していたのが実情だろうと推測してます。そうなったときにやっぱり年齢とともに加齢とともに固定電話をやめられる方、あるいは亡くなられたので世帯で無くしていく方、いずれ月額利用料としてはC B B Sに納める金額がちょっとずつ減っていく、右肩下がりになっていく推移だったんじゃないかなと思ってまして。いわゆるインターネットの利用世帯の幅としてはちょっと右肩上がりというか、伸びていたかも分かりませんが、固定電話のみの利用者の方って結構減っていった状態だと思うんです。そうなったときに、この年額費用ってこれ月額利用相当を市が負担しますとなってますけど、これって1年のみでなくて、2年目、3年目、4年目とずっとこの計算式にのっかって、恒常的な経費として考えられているのか伺いたいと思います。

○山根委員長

答弁を求めます。

黒田政策企画課長。

○黒田政策企画課長

この表に示しているとおおり、恒常的な経費として考えています。

○山根委員長

益田委員。

○益田委員

そうなる就先ほど来、月額利用料相当としては、本来はC B B Sに入る金額としては年々下がっていく部分だったんじゃないかなと思う中で、市はずっとある程度一定額を納めなければいけないような、率直にちょっと市にとって不利な契約になっていないかなという心配をしてしまうんですが、その辺りこれは毎年毎年確定でこの費用負担を出していくよりかは、もう上限を決めてしまおうとか、年々少し何%か減少していくような推移での契約というか提案など事業者にされたのか、その辺りを伺いたいと思います。

○山根委員長

答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長

今回、これまで利用料という形で市民の方に負担をお願いしていた部分を、今度市のほうでというふうにしたそもそものところでいきますと、やはりこれは最初、利用料という形で市民の方からというふうなところに踏み切るときの当初のところからも、そもそも行政情報を伝えるというふうな責任がどこにあるかというふうな議論の中でいくと、やはり市のほうなんじゃないかというふうなことがあったやに聞いています。もともとお太助フォンを導入したところが有線放送の代替というふうなことがあったところから、その電話の代わりというふうなことだから、

それを利用料という形に換算する形で導入し、その利用料の中でその行政情報も伝えているというふうなそういうふうな立てつけで始まったというふうに考えています。そこを市のほうが行政情報を伝えるというふうな責任を持つ場合に、どのぐらいの額が適当なのかというのを、ほかの自治体のところでどのような金額の負担にしているかというところを参考にしながら、そこを調整をしていったというふうに記憶しています。C B B Sのほうでも同様の自治体でどのぐらいの金額というふうなところのことも比較をしながらの提示があったように記憶していますので、そこからのことだと思います。この金額が適当なのかどうか、人口が減っていく中でどうなのかというふうなところは確かに御指摘のところはあるなというふうに思いますので、この年額費用として適当なのかどうかということについては、スタートはこれでできるんですが、今後のところではやはり精査はいるんだろうというふうに考えております。

○山根委員長 益田委員。

○益田委員 同じページの6番、予備調査の実施状況のところ、期間11月の最終週と12月の中旬週で2回お太助フォンのアンケート機能を使って回答が100件程度あったということなんですが、この100件程度の回答だったって結果については、想定どおりのものでしょうか、伺います。

○山根委員長 答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長 お太助フォンの更新に関する案件につきましては、予備調査を通じておおむねの更新台数の把握をして、利用者の料金負担を少しでも軽減できるようにということで、そういう目的を持って実施をいたしました。しかしながら回答率が低迷したため、当初の想定ほどの調査結果を得ることができず、ちょっとそういった施策に反映することがちょっと難しくなっているというような状況でございます。

○山根委員長 益田委員。

○益田委員 100件程度の回答状況の中で、おおむね回答の内訳というのは、要はどの端末を選びたいかっていうアンケート調査だったと思いますので、この回答の内訳率大体どのくらいか分かりますでしょうか。

○山根委員長 答弁を求めます。

黒田政策企画課長。

○黒田政策企画課長 100件の内訳については、ちょっとこちらで情報をいただいております。

○山根委員長 益田委員。

○益田委員 これは今年の3月17日の後からのほうの予算委員会で、かなり市民の方に細かくこうなりますよっていうのを見せた上でアンケートを取る必要があると思うと、精緻な数字を持って再度アンケートを実施してから機器更新をしたいっていう答弁があったかと思いますが、これは現時点で実行はできたと捉えてもよいでしょうか、伺います。

- 山根委員長 黒田課長。
- 黒田政策企画課長 台数確認の調査のみで、そういったアンケートが実施できたというふうな認識ではありません。
- 山根委員長 益田委員。
- 益田委員 できてないということであれば、これ3月の末からもう受付が始まってしまうっていうところを前提にすると時間がないので、早急に行く必要があると思うんですが、今後アンケート調査を取る予定というのはありますでしょうか、伺います。
- 山根委員長 答弁を求めます。
- 黒田政策企画課長。
- 黒田政策企画課長 今後につきましてはアンケートの実施は行わず、申込書のほうを直接送って、しっかり条件を提示して選択いただくような形にしております。
- 山根委員長 益田委員。
- 益田委員 今の現時点でアンケート調査、いとまがないから行わないのか、申込受付の際にせめて充実した説明書類を持って受付に対応するなどの必要は最低限、当初のどれにしますか程度の受付ではなくて、ちゃんと詳細まで分かるものを出されての受付になるという想定でよろしいでしょうか、伺います。
- 山根委員長 黒田課長。
- 黒田政策企画課長 もちろん申込時にはしっかりと条件等を提示して、お申込みいただくような内容で受付をしていきたいと考えております。
- 山根委員長 益田委員。
- 益田委員 7番の運用体制トラブル対応の大規模停電等での考え方っていうところだけちょっと確認をしたいんですが、停電をすると、いわゆるアナログの固定電話、黒電話とかとは違って、この専用ビデオフォンもタブレット端末も、タブレット端末はもしコンセントが入ってなければ停電時にも使えるものかと思うんですが、専用ビデオフォンは恐らく電源必須のために、停電時には放送設備の電源は発電機で電源を確保すると、発信側は電源確保されるっていうのは書いてあるとおりでと思うんですが、停電時に災害情報を受信できないのは専用ビデオフォンのみであって、専用タブレット端末とスマートフォンアプリは受信ができるものなのか。それとも専用タブレット端末はネット回線契約されてない方は、いわゆる普通のインターネットWi-Fiでない接続で、プロバイダ契約ない状態での接続になるわけですから、その機械の電源が落ちてしまうとおうちで入ってる電源が落ちてしまうと、専用タブレット端末は停電時に使用ができない、そういう警報が来ないものになるのか。その辺りちょっと認識を伺いたいなと思います。
- 山根委員長 答弁を求めます。
- 下瀬係長。
- 下瀬政策企画課長 委員御指摘のように、タブレット等であればタブレット自体の電源はあるんですが、ONUの電源が切れるため、結果として情報は端末に行

かないという結果に。今のお太助フォンも同様なんですけれども、専用タブレット、ビデオフォンともに情報が配信できないという状況になります。

以上です。

○山根委員長

益田委員。

○益田委員

そうなるとう然行政側として推奨したい対応としては、御自宅にタブレット端末だったりビデオフォン入れられる方にしても、停電時のそういう緊急通報等も踏まえると、スマートフォンアプリは極力入れていただく方面で推奨されるのか、その辺りお考えを伺いたしたいと思います。

○山根委員長

答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長

そういった内容もしっかり告知して、そういった方法を取っていきたいと思います。

○山根委員長

益田委員。

○益田委員

あとはその右下8番の旧端末停止に向けた対応というところで、基本料相当額、行政負担をされるというところで、これはもう今後、基本的にC B B Sさんとの契約の限りは市が基本料相当額を、割合は減っていくにしても、I R U契約が続く限りはずっと負担をしていくお考えなのか伺いたしたいと思います。

○山根委員長

答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長

現状では、基本料金相当額の負担を延ばしていくように考えております。

○山根委員長

益田委員。

○益田委員

短期的な視点で見ると、3,000万円ほど年額で市が利用料を負担するとして、I R U契約はあと5年程度残っているわけですから、おおむね1億5,000万円程度の出費で端末更新ができるっていう、この5年間にとってみれば、恐らく経費としてはこっちのほうがかからないんだろうと思うんですけど、もし5年後にまた端末更新の時期が来ますってなったときに、今後もずっと同じような形で進んでいく想定なのか。もちろんここから5年後まだ分からないと思うんですけど、コストとしてはこれを出していくのが当然行政にとって一番負担のない方法で端末更新だったり、この節目節目を乗り越えていける想定でこの施策をやられているのか。その辺りちょっと長期的な視点を伺いたしたいと思います。

○山根委員長

答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長

ちょっともう一度説明を、質問の趣旨が少し分かりにくいところがありました。

要は、端末は市民の個人負担ですよ、そして行政情報を伝えるところは市の負担ですよというふうな、そういう形が今後も継続できる方法だというふうにご考えているかという質問でよろしいでしょうか。

- 山根委員長 益田委員。
- 益田委員 こちらの質問が悪かったです。要は、月額利用料を市が負担していくという方法以外に、月額利用料は当然それまでどおり市民の方が払うんだけど、端末の購入に関して例えば何らかの補助が入るとかっていう形ですとか、要は月額利用料負担をもう前面に出すので端末更新はこのように進めていきます、一つのモデルケースとしてこのままいくのか、当然5年後になったときに固定電話の普及率とか、こういうタブレット端末の普及率等も考えられて一旦はこれでいくんだけど、今後も同じような様式で取られていくのか。5年後、耐用年数も大体タブレット端末で6年ほどの耐用年数っていうふう以前想定での答弁があったと思うので、その辺りを踏まえてこれのやり方、この550円の月額基本料を市が負担して、代わりに端末更新費用としては市民の方に御負担をお願いする形が一番行政としてはコストがかからない方法だったかということにとどめて、ちょっと答弁をいただければと思います。
- 山根委員長 答弁を求めます。  
高下部長。
- 高下企画部長 月々の月額利用料、これは行政情報を市が伝えるというふうなところの利用料についてどちらが、利用者が負担するか、市が負担するかということについては、先ほどの答弁でもお伝えしたように、やはり行政として、行政情報というのはきちんと伝える責任を市が持つべきなんだろうというふうに整理をし直したというところがあります。ですので、先ほどはこの金額がその適当なのかどうなのかというところは確かに確認する必要があるなというふうには思いましたが、ここの部分について市が負担するというところをまず前提に置いて、今回の話を進めたというのが答えになります。  
以上です。
- 山根委員長 よろしいですか。  
益田委員。
- 益田委員 裏面の最後9ページのところの、IRU契約と将来的な展望の①のほうなんですけど、2020年の9月以降は告知端末がいわゆるビデオフォンだったり、タブレット端末、スマートフォンアプリ、ひいてはその今までの白いお太助フォンの端末っていうのが告知端末っていう扱いになると思うんですけど、これがC B B Sのほうにある状態なので、これあくまでも市民の方が端末価格9万9,000円だとか4万円弱受話器も含めると、初期費用として払われるんですけども、所有権というのはこれ初期費用を払っても購入となるわけではなくて、あくまでC B B Sの所有物となるのか、市民の方がもう自前の端末として管理、所有権があるという状態になるのか、その辺りを伺いたいなと思います。
- 山根委員長 答弁を求めます。  
下瀬係長。
- 下瀬 この図は、現在の端末の状況を示したものです。ですので、今ある白

い端末はC B B Sの所有物となっておりますが、今後については個人の方の所有ということにしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○山根委員長 益田委員。

○益田委員 最後です。

9番のIRU契約将来的な展望の②のほうなんですけど、今後2030年度末で契約終期に向けて、2026年度末をめどに民設民営方式への転換も含めた方針を定める必要があるということで記載があるんですけど、具体的にその民設民営方式の転換というのは、どのようなことを指しているのか。少しかみ砕いてお伺いできればなと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長 ここでいう民設民営ということで行きますと、その上の9番の9ページの図であります、今、市が管理しているケーブル引込線の両方ともをこの全てをケーブル引込線のところも含めて、民間事業者に渡すというふうなことを指しています。その更新費用についても、今度はその民間事業者の責任においてやっていくというふうな形という意味です。今のことについては、総務省の光ネットワークの維持をしていくときの方針として示しているものです。要はかつて安芸高田市と同じように光ケーブルが配備されないところについて、市が費用を負担して引いていったところがありました。これはやはり同じようにIRU契約に基づいてというのが当時のその教科書だったんですが、これがやはりどんどん技術が新しくなっていくところに、民間の力でないとそれが進めていけないとか、それから更新のところはうまく行政のところだと費用の予算計上というのがうまくいかなくなると管理が新しく更新できていかないというふうな、そういう懸念があるということから、民設民営方式への転換というのを基本にして、次の更新については進めなさいというふうなものということになります。

○山根委員長 益田委員。

○益田委員 そうなると今後5年後、2031年に向けて光ケーブルだったり引き込み線のところ、市の管理のところも次回更新の際には、それより前には無償譲渡だったりっていうのがもしかしたら可能性の話で出てくるかもしれないということなんですけど、その事業者の想定は今のところ完全にC B B S固定で考えてるわけではなくて、ほかのいわゆる民間の可能性もあるのか、事実的に難しいのか、その辺りを伺いたいなと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長 まず国の教科書のところにある手順としては、まずは今の運用をしてもらっている事業者の民設民営というふうなところが可能かどうかというのを確認しなさいというふうになっています。そこで可能ということになったとして、どのような方法を取るかというのはいろいろあるん

ですが、その見直しをする段階のところでは、その可能ということを確認した上で、例えば公募型のプロポーザルをして、いろいろなところが手が挙がるかどうかということも確認しながら、次の形を検討していくというふうなことになります。

- 山根委員長　ほかに質疑ありませんか。  
小松委員。
- 小松委員　幾つかちょっと確認させてください。専用ビデオフォン結構高額だと思うんですが、御年配の方が契約される可能性があるんじゃないかなと思うんですが、これはC B B Sさんのほうでのローンみたいな形になるのかなと思うんですが、年齢制限とかそういったのももちろんローンなので、御高齢の方が対応が大丈夫なのかなとは思いますが、その辺も把握されてらっしゃれば教えてください。
- 山根委員長　答弁を求めます。  
黒田政策企画課長。
- 黒田政策企画課長　今のところないというふうには思いますけれども、確認をしてみます。
- 山根委員長　小松委員。
- 小松委員　またお願いしたいと思います。  
ほかになんですけど確認なんですけど、3種類の中から選べて、家置き専用タブレットを購入して、家族用にスマートフォンの契約っていうので複数ができるということなので、できると思うんですが、家族が例えば親が2台ということで、2次元コードの申請辺りがあると思うので、2台で申請しておいて、後々もう一つ追加したいわとか、三つ目、四つ目っていうのは随時申請すれば2次元コードっていうのはただで使えるようになるということの理解でよろしいか、答弁をお願いします。
- 山根委員長　答弁を求めます。  
黒田課長。
- 黒田政策企画課長　アカウント上限については、現状は定めていない状況なんですけれども、先ほどおっしゃられたとおりに増えた場合はQRとかアカウントを発行して増やせられるようにできるというふうに理解しております。ですからアカウントの上限はまだ決めてないんですけれども、そういった対応ができるというふうに理解しています。
- 山根委員長　小松委員。
- 小松委員　上限はないということなんですけど、随時、市役所等に申し出をすれば発行してもらえるという考え方でよろしいでしょうか。
- 山根委員長　答弁を求めます。  
黒田課長。
- 黒田政策企画課長　事業者であるC B B Sのほうにお申込みいただければ発行できるという流れになっております。
- 山根委員長　小松委員。
- 小松委員　最後にもう1点確認させてください。  
ラジオとか動画機能も追加ということで、今の安芸高田市の広報に書

いてあるんですけども、機能が追加されますと、別料金が必要ですよというふうにあるんですが、このラジオだったり動画っていうのはいわゆるアプリが落とせて聞けるという感じなのか、もう専用タブレットとかビデオフォンの中にある機能を別で申込みとかいうことになるのか、ちょっとその辺のところを詳しく教えていただきたいんですが。要するにYouTubeとかを個人がアプリで落としてきて見れるということなんでしょうか。

○山根委員長 答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長 この端末でできる決められた機能について、そういった機能を申込まれたらその端末でその機能が使えるように設定をCBSがしていただいてからするという流れになります。それについては別途利用料金が必要になるということで、それについてもしっかり告知をしまいたいと思います。

○山根委員長 ほかに質疑ありませんか。

山本委員。

○山本委員 いろいろ今益田委員の質問に回答もらったんですが、まだ結論が出てないような状況も見受けられたですね。もう2月から受付という話になって、このまま進んでもええんかいなと言うようなちょっと疑問を持つような場面もあったんですけど、3ページの下に3種類写真がありますけど、この中から選ばないけんという話なんですね。利用者へは丁寧な説明をするんだと、申込時にやる言われたんですけど、1世帯1世帯の申込時にこの三つの特徴やらを説明しながら、どちらを選ばれますか言うて個別説明をするというふうに判断してもええんでしょうか。聞かせてもらったなら全くあんなんとななるようなのがあったんですよ。それでまあええわ、前と同じで一番上の専用ビデオフォンで頼んどこうじゃないか思ってたぶんはそんなにはずれがないんじゃないだろう。人から聞いて専用タブレットぐらいでいいかなと言って、安いけえ言うて、これこれいうてった場合なんかこれができんのあれができんの言うような症状を見るけんね。今の説明では再三言うようなんですが申込時に丁寧に説明すると。これ今答弁があったので安心しとっていいんかなと思うんですけど、そこら辺はしゃあないんですか、誰が説明するんかいう。

○山根委員長 答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長 おっしゃるとおり、ちょっと実際にこれをどのような使い方ができるかっていうところを皆さんに知っていただいた上でっていうのが、今のところはその想定してたのは申込書の中にもかなり詳しく書き込めばというふうに思っていたのですが、ちょっとそれも全部それを今いろいろ御指摘いただいたところを入れていくとすると、かなりボリュームが出てしまって、きちんとそれを読んでいただいた上で判断というのが確かに難しいのかもしれないなというふうに少し思うところがあります。

ですので、例えばですけどちょっとその具体的な方法はこれから検討させていただきたいと思いますが、例えば支所とか本庁のところに実機を置いて、特徴を関係する者が説明ができるように少しレクチャーをした上で、来られた方にちょっと聞いてみようと思う方は、これこれの期間の間で説明ができますよというふうな、そういうことをやる必要があるかなというふうに思っています。

また、それをやっていくに当たって、2ページのところの更新スケジュールの本申込みを2月から始めて3月末までを第1次のところというふうな形にしていますが、これも今いろいろ御指摘いただいた分を踏まえていきますと、その本申込みの開始のところの形がきちんと整うのも少し時間がかかるなというふうに思っているところです。なので、これももう少し後ろ、例えば3月ぐらいから例えば始める形にして、少し後ろのほうに申込みのところを置いていくようにして、皆さんにも見ていただけるような場所を作るというふうなことも含めて皆様が迷うことのないような形にしたいなというふうに思っています。ただ一番お尻のところ、新サービスに完全移行については2027年4月というのは、これは動かさないかなというふうに思っています。今の現行のお太助フォンの仕組みがもうかなり古くなっていて、そこがいつまでできるかというふうなところを危惧しているというのがありますので、ここは動かさないようにするんですが、お求めのところに向けてはしっかり説明できるような形を御指摘のとおり検討したいなというふうに思います。

○山根委員長 ほかに質疑ございますか。

児玉委員。

○児玉委員 益田委員がいろいろ質疑してくれたんで、かなり頭ん中がくるくる回るとんでよう分からんってなってちょっと聞くようになるかもしれないんですが、緊急告知が目的って言われるんですけども、これ例えばトラブルのときの年末年始ってというのは、以前にもお話しましたがトラブルがあったときには直らないですよね。それから停電のときにも扱えないとなると、従来のまま防災無線のときもこういうときに議論があったような気がするんですが、結局告知の端末にならないんじゃないかと思うんですね。そうすると先ほどの話があったように携帯を全く使わないといけないとなると、先ほど議論も出ているように今の現行のを使いながら携帯のアプリをお太助フォンにアプリでそういったものを入れていくと、段階的なスケジュールが要るんじゃないかと思うんですが。一遍にぱっというよりも。緊急告知が目的なら情報がどうしても入るようになってらんといかんですよね。段階的に行くっていう考え方がないですか。

○山根委員長 答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長 今日の議論とただいまの御指摘も踏まえて、そういう段階的に途切れるところができるだけないような形というのを検討したいと思っています。

ます。

- 山根委員長 児玉委員。
- 児玉委員 もう一つ、先ほどからこのタブレットとビデオフォンの役割の違いっていうのがビデオ通話だと言われたんですが、今実際にビデオ通話を利用されてる方っていうのはどれぐらいおられるんですか。
- 山根委員長 答弁を求めます。  
黒田課長。
- 黒田政策企画課長 需要の状況については把握はしてませんが、あまり利用率が高くないというふうに理解しております。
- 山根委員長 児玉委員。
- 児玉委員 この端末どれ選んだらいいんでしょうかってよく相談を受けるんですけど、実際にビデオ通話を利用されてる方のまず現状を把握されて、ビデオ通話のほうはこれ機能がいいところと悪いところを書いてないから非常に比較がしづらいんですが、利用が少ないんだったらもうタブレットのほうがいいんじゃないですかっていう話もできるし。先ほどのようにまだ受信機のほうで聞かないと緊急告知は入らないとなると、いやいやちょっと待ってくださいという話にもなるし。非常に相談されたときに答えがしづらい。ビデオ通話があんまりに利用が少ないんだったらあっさり端末を推奨するかタブレットのほうを推奨しますよとか。何かのものがなくて非常にここが説明がしづらいんですね、聞かれたときに。そういった説明材料というか数字的なものが分かるなら併せてそこから私は判断されたほうがいいんじゃないかと思うんですが、ビデオ通話のときにね。いかがですか。
- 山根委員長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長 専用ビデオフォンのテレビ電話のところですね。利用率が把握できてないところがありますんで、利用者の方は把握できたら御意見聞きながら、先ほど児玉委員が言われるように、この端末の必要性がかなり低いのであれば、そして専用タブレットで電話の部分のカバーができるのが構築できるのであれば2択にするのも一つの選択肢ではないかなという思いは、今日話を聞かせてもらう中で思いました。それも含めて、これからちょっと巻きながら検討して、いずれかの形で市民の皆さんに分かりやすい形でお示しできるようにしたいと思います。
- 山根委員長 児玉委員。
- 児玉委員 もう一つ、今の現状のやつがやっぱり不安に思われてるのがどこで切り替わるかが皆さん分かってないんですよ。あっさりともうやめるの、3月で使えなくなるんかと、極端に。いやいや来年の7月までに切り替えるんで、順次その段階で切り替えてもらえばいいんですよとか。そこらのスケジュールのほうを示していただかないとなかなか市民の皆さんがどのタイミングまでこれ使えるんやというところにもなりますんで、ぜひそこらもちょっと情報発信していただきたいと思います。

- 山根委員長 答弁を求めます。  
黒田課長。
- 黒田政策企画課長 分かりました。情報発信のほうをしっかりとしていきたいと思います。
- 山根委員長 ほかに質疑ありませんか。  
益田委員。
- 益田委員 ちょっと今お話をお伺いしてて、スケジュールが若干後ろ倒しになるかもしれないけども、ただ最終的な使えなくなるところってのはやっぱり2027年の3月はここはぶらさないってことで御回答があったかと思います。そうしたときに、今のところ想定してたスケジュールで何台ぐらい端末が入っていくのかによって、いわゆる実際に御自宅に工事というか、端末を持って行ってセッティングするっていうのは物理的に多分拘束時間もあれば、1日当たりの上限の施工数というのが決まってくるものだと思います。今のところどのくらいの稼働日数、あるいは1日何台ぐらいがマックスで工事をしていけるのか、それによってそもそも物理的に間に合わなかったんで何か月か使えないっていうことは絶対に起こしてはいけないと思うので、その辺りの工数がどの程度できるのかっていう想定があれば伺いたいと思うんですが。
- 山根委員長 答弁を求めます。  
黒田課長。
- 黒田政策企画課長 ちょっと工数については分からないんですけども、この工程でいけるような工程をまた最後に協議してつくっていきたくて考えております。
- 山根委員長 ほかに質疑ありませんか。  
〔質疑なし〕
- 山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
以上で、「お太助フォンの端末更新について」の調査を終了いたします。  
ここで執行部退席のため、暫時休憩といたします。  
~~~~~○~~~~~  
午後 5時23分 休憩
午後 5時34分 再開
~~~~~○~~~~~
- 山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
続いてその他の項に入ります。  
その他に皆様からは何かございますか。  
〔意見なし〕
- 山根委員長 ないようでしたら、これでその他の項を終わります。  
なお本日の調査に係る委員会報告書の作成について、皆様から御意見等ありましたら発言をお願いします。  
小松委員。
- 小松委員 正副でもまとめますが、なかなか内容が専門的なので、よかったら提案者のほうも含めて一緒に調査をまとめるという方向でお願いできれば

と思いますが。

○山根委員長　それでは委員会報告書の作成については、正副委員長プラス委員の方々お力をいただきたいと思います。

御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕

○山根委員長　異議ありませんので、さよう決定いたしました。

以上で本日の委員会の議事は全て終了いたします。

これをもって第12回総務文教常任委員会を閉会いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 5時35分 閉会